いじめは 絶対に 許さない

学校は、この数年間、コロナ禍のため、様々な制限等があり、子どもたちにとって(大人もそうですが)相当なストレスであったと思われます。また、令和5年5月の5類に移行したことも、大人にとっては、久しぶりに日常を取り戻す感覚でしたが、コロナ禍での生活の方が長い小学生の子どもたちには、日常も学校生活も大きく変化する1年であ



り、別のストレスがあったと思われます。そのストレスは、不登校・登校渋り、問題行動等 の形で現れることも考えられ、友だちとの「トラブル」や「いじめ」についても同様です。

吹田市では、いじめのない学校づくりの実現を目標に、学校生活で子どもたちが友だち や先生、地域住民と良い関係を築き、楽しみや喜びを感じながら過ごせる環境を整えるた め<u>「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」</u>を推進しています。

「G」good(良い) 「RE」relation(関係) 「EN」enjoyment(楽しみ・喜び)

学校ではどのように「いじめ」をとらえ、どのように対応していくのかということを以下 にお示しします。いじめは、重要な課題ですので、毎年、学校だよりで取り上げています。

く<u>いじめの定義</u>>

「いじめ」というと、1人の子どもに対して複数の強い子たちが暴力 や暴言などで傷つけるものというイメージがあるかもしれませんが、現 在、法に定められている「いじめの定義」は少し違います。



「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」(文部科学省)



加害児童生徒が複数人かどうか、起こったのが学校か公園等の学校の外か、また、いじめ行為の回数が何回なのかなどは関係ありません。

そして、どのような内容のものがいじめに当たるかについては「心 身の苦痛を感じているもの」とされており、「行為」があり、被害児童 生徒が「苦痛」と感じれば「いじめ」と認められます。

更に、スマホや携帯、タブレット等を活用し、インターネット(SNS等)を通じて行われる中傷なども「いじめ」にあたると、規定されています。

<いじめの予防・早期発見>

いじめの対応はとにかく早期発見・早期対応することに尽きます。教職員は、常にアンテナを高くして、子どもたちを見守っています。しかしながら、学級担任も含め、大人の目から離れたところで起きるのもまた、いじめの特徴です。いじめを早期に発見するために、本校では以下のような取り組みを行っています。



- ① 「心と体の元気調べ」を学期に1回実施しています。「心と体の元気調べ」は個人アンケートで、児童の現在の心や体の調子をきくためのものです。結果は担任だけが知るのではなく、まずは学年で、そして校内の「いじめ対応委員会」において、教員間で共有し、必要なケースには、複数の教員で対応していきます。
- ② 昨年に引き続き、今年度も「いじめ予防リーダー」に位置づけられた教員が、市の主催する研修に参加します。受講した内容は、学校に持ち帰り、伝達講習の形で校内の教職員に伝え、実践していきます。
- ③ 今年度も、市からいじめ予防授業用の「ワークブック(1年・2年・3年・4~6年・中学生用の5種類)」が配付されます。このワークブックを用い、道徳や特別活動の時間などを使って、全学年、いじめ予防授業を実施します。(市内全小・中学校で実施。)使用後は、持ち帰りますので、お子様と一緒に一度目を通してください。

<いじめ対応>

これらの予防措置を取っていきますが、それでもいじめの定義に当てはまるような事案が生起した場合は、すぐに校内で「いじめ対応委員会」を招集し、状況の把握や心のケア、さらに被害児童、加害児童双方からの聞き取りと、保護者への連絡を行います。最終的に謝罪をする、させるということが目的ではなく、子どもたちの



関係はこの先も続いていくことから、お互いに良好な関係を取り戻し、集団として成長していくことを指導の中心として考えていますので、ご理解いただけたらと思います。



以上のような内容で、いじめ事案への対応を進めていきますが、いじめの事実を学校が知るのがどうしても遅くなることがあります。もし、ご家庭で気になるようなことがありましたら、些細なことでも不確かなことでも、すぐに、担任までお伝えいただけると助かります。